



空き家を解体する費用を補助します

【空き家所有者(低所得者)向け】

住民税が非課税である所有者が、市内の空き家を解体する費用の一部を補助します。

1 補助の内容

- 空き家を解体撤去する費用の2/3の額
▷ 上限額 70万円

2 補助の対象者

- 次の全てに該当する方です。
 - (1) 解体する空き家の所有者（又はその相続人）であること
 - (2) **住民税非課税**であること
 - (3) 市税の滞納がないこと
 - (4) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと 等

3 補助の対象となる空き家

- 市の空き家台帳に登録されている空き家
又は概ね1年以上使用されていない空き家

4 補助の対象となる解体工事

- 次の全てに該当する工事です。
 - (1) 空き家の**全部を解体撤去**する工事
 - (2) 解体工事の有資格者による工事
 - (3) 申請した年度内に完了報告ができる工事 等

【補助対象経費】

- ・ 解体撤去の工事費
- ・ 廃材等の収集運搬費、処分費
- ・ 工事や処分等の安全確保に要する経費
- ・ その他解体撤去工事等の諸経費

5 申請受付期間

- 予算に達するまで



※詳細等、必ず交付要綱をご確認ください。

6 申請等の手続き

- 工事着手前に申請が必要です。ご注意ください。

補助金申請書類の提出（申請者→市）

【提出書類】

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 工事契約書（請書）の写し
※補助対象者（申請者）名義での契約であること
- (3) 工事内訳明細書又は見積書の写し
- (4) 現場位置図
- (5) 工程表
- (6) 工事施行前の写真
- (7) 非課税証明書
- (8) 市税を滞納していないことの証明書
- (9) 登記簿又は固定資産税課税明細書の写し 等



交付決定通知書の送付（市→申請者）

書類審査後、交付決定通知書を送付します



解体工事の着工、完了（申請者）

申請内容に変更があった場合は変更申請書を提出



補助金の請求（申請者→市）

【提出書類】

- (1) 補助金交付請求書、事業完了実績報告書
- (2) 解体工事費用の領収書の写し
- (3) 工事施行後の写真 等



補助金の交付（市→申請者）

適正と認められた場合、指定口座に補助金を振り込みます。

【申請窓口、お問い合わせ先】

北上市 都市計画課 住宅政策係
☎0197-72-8278

